

令和5年度

( 第 12 期 )

# 事業計画書

---

自 令和5年4月1日

至 令和6年3月31日

社会福祉法人 芦屋メンタルサポートセンター

## 社会福祉法人 芦屋メンタルサポートセンター理念

私たちは、世のため、人のために、常に何ができるか、追求し続ける法人でありたい。  
社会福祉法人芦屋メンタルサポートセンターは、次の3つのことを追求します。

### ①生命の輝きと豊かさの追求

我々は、基本的人権を尊重し、健康的な生活と、人の生命の輝き、なによりも心の豊かさを追求します。

### ②信じることの素晴らしさの追求

我々は徹底して、自分を、そして法人に関わる仲間の可能性を信じることを追求します。

### ③社会的貢献の追求。

我々は障害者への差別をなくし、究極的には「障害者」という枠組みや概念を解消した地域社会を構築すべく啓発する社会的役割を果たし、地域への貢献から、さらには人類全体への包摂的かつグローバルな貢献を追求します。

## AMSC 職員行動規範

私は、

芦屋メンタルサポートセンターの一員であることに誇りをもちます。

仕事は楽しく、仕事はしっかりと、そして他の職員もそれができるよう気配りします。

- ① 明るい笑顔を心がけます
- ② 元気のよい挨拶をします
- ③ 熱意をもって仕事に取り組みます
- ④ 清潔感のある身だしなみを心がけます
- ⑤ 聴く、見る、話すを大切にし、お互いを尊重します
- ⑥ 利用者の話にしっかりと耳を傾けます
- ⑦ 感謝とねぎらいの言葉を相手に伝えます

## 【芦屋メンタルサポートセンター中長期計画】(再掲)

### 1. 法人本部内に経営推進室を創設 (令和4年度実施)

コンプライアンス遵守や職員の働きやすい職場環境、社会の変化・要請に応えられる法人運営、事業運営を円滑に行い、また、中長期事業計画の実現のため経営推進室を創設します。

### 2. 地域密着型の就労継続支援B型事業所の開設 (令和4年着手・令和6年開設)

現在ライラックに通所する利用者の半数以上が50歳を超えており、加齢による心身機能の低下等の影響により、現行の作業提供が難しくなることが予想され新しい形態の「働ける場」が必要と考えます。

障がい者・利用者の高齢化に対するニーズの高まりは地域社会全般にいえることであり、高齢の利用者にとって働きやすい事業所が地域にあることは、介護施設等様々な地域資源との協働・交流の基点となることができます。

よって、「慣れ親しんだ場所で長く働きたい」という希望に応えることと、法人運営の基盤となる安定したサービス収入との両立をはかることができる事業モデルであると考え、地域密着型の就労支援事業所の開設を計画するものです。

### 3. GH サテライトの開設 (令和6年着手・令和8年開設)

芦屋市では精神障がい者への支援に特化したGHは当法人だけですが、ぷらんつは既に定員に達しており男性に限定しています。

保護者の高齢化に伴い、親亡き後の生活の場としてのGHを望む声が当事者・家族からも寄せられており、今後の法整備を見据えながらサテライトの開設を考えていきます。

### 4. 自立生活援助事業の設立 (令和6年着手・令和7年開設)

住み慣れた地域、自宅で生活を続けたいというニーズに柔軟に対応できる支援体制が求められ、また新たな事業として法整備も進められていることを考慮し、GHから地域での一人暮らしなど、より自立した生活に移行する利用者への支援体制の構築をはかります。

## 【概 要】

### 今年度の取組

1. アフターコロナに向けた取り組みと、引続き利用者に安心と安全な事業所の運営を行います。
2. 経営推進室を中心に、ニーズに合った総合的且つ広域視点での法人運営を行います。
3. 高い質と専門性をもった職員の人材確保と育成を継続して実施します。

## 【 法 人 本 部 】

事業は職員なり。経営は幹部なり。サービスは教育なり。を基に次の事項を行います。

1. アフターコロナを見据え引続き利用者に安心と安全な事業所の運営を行います。
2. 経営推進室を中心に、事業計画、予算の進捗状況の確認と、計画の推進、課題の抽出と解決をはかります
3. 高い質と専門性をもった職員の育成を継続して実施します。  
引き続き、職員が働きやすい環境整備と、活力のある職場の雰囲気づくりを行ないます。また、多様な特性をもつ利用者に対応できる専門性の高い職員の育成と確保をはかります。
4. 虐待防止・リスク管理のより一層の意識向上と、防災対策の充実をはかり地域との連携を行います。
5. ICTを充実し広く情報発信を行います。

### 中長期計画

地域密着型 B 型事業所の開設に向けて、法令に基づいた職員配置、活動内容を検討し、関係諸機関に利用案内を周知していきます。

### <経営推進室>

業務効率改善のための組織及びシステムづくりを行います。

今年度重点的に取り組む内容は、人材育成のための人事考課、研修体制のブラッシュアップ、また各委員会の機能、構成員の見直し等を行います。

### <虐待防止・リスク管理委員会>

- ・委員会を随時開催します。
- ・虐待防止・感染症予防アンケートの実施（年1回）とフィードバックを行います。
- ・事故やヒヤリハットへの予防策や再発防止の検討を行います。
- ・虐待防止や身体拘束等適正化に係る取り組みと、感染症の発生及び蔓延の防止等に関する取り組みを行います。
- ・業務継続計画（BCP）の研修や訓練の計画を行います。

### 法人行事・会議計画

- ・定時評議員会の開催（6月）
- ・理事会の開催 年3回（5・11・3月）
- ・毎月一回 経営推進会議・管理者会議
- ・毎月第2火曜日 運営推進会議
- ・毎月第2火曜日 嘱託医面談

### 職 員 研 修

- ・職員勉強会 年4回（4、7、9、11月）
- ・虐待防止研修 年1回
- ・感染症予防研修 年1回

上記の職員研修に加え、処遇改善計画に沿った外部研修、各事業内容、職種内容に沿った外部研修への参加を実施します。

## 実習生の受入

精神保健福祉士、社会福祉士実習生の受け入れを行います。（年間2～4名）

## その他

トライやるウィークの希望生徒の受け入れを行います。

## 【 は ま ゆ う 】

### 1. はまゆうの支援目標

①安心できる ②楽しめる ③自信が持てる ④チャレンジできるに沿って、利用者のストレングスを引き出す支援を行います。

2. 個々の利用者理解を深めるため、関係機関との連携を密にします。

3. 外部研修に積極的に参加するなど、職員の支援力の向上に努めます。

4. 機能強化事業（普及啓発）として、機関紙の発行と「AMSCメンタルヘルスセミナー」を開催します。

## 【 ラ イ ラ ッ ク 】

1. つながる、つなげる、循環型の施設運営を目指します。

2. ①利用者さんの変化の可能性を信じる ②利用者さんのできるを引き出す ③利用者さんが苦勞や失敗する機会を取り上げない(安全のなかで) をモットーに 利用者さんの日々の声にしっかり耳を傾け、ニーズに真摯に向き合い、迅速かつ柔軟に対応します。

3. 個々の就労能力に合わせた作業の選定、助言を行い、ステップアップにつなげていきます。

## 【 相 談 支 援 事 業 所 】

1. 児童から成人、障がいの種別、幅広い年齢層等の対象者に、高い専門性で様々なケース対応が出来る相談支援体制の構築を行います。

2. 利用者や家族の抱える様々な生活課題を早期に気づき、確認・評価を行い、地域の支援機関と連携・協力しながら利用者のライフステージに沿った計画を策定し、人生が豊かになる支援を目指します。

3. 重層的支援体制構築に参画し、分野や属性の壁を超えた協働を実践していきます。

## 【 グ ル ー プ ホ ー ム ぷ ら ん つ 】

1. 利用者が安心・安全に暮らせる環境を提供します。

2. 権利擁護の視点に立ち、利用者を支援します。

3. 地域と協力しながら災害等の緊急事態に備えます。

4. 感染症予防に取り組みながら、余暇活動支援の充実を図ります。

## 地域活動支援センター I 型事業所 「はまゆう」

### 1. 基本情報

- 1) 所在地 兵庫県芦屋市呉川町 14-9-4 階
- 2) 定員 20 名
- 3) 職員数 4 名 施設長 中尾教子
- 4) 事業開始年月日 平成 18 年 10 月 1 日
- 5) 事業運営の基本

地域において自立した日常生活・社会生活を営むことができるように、通所にて創作的活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図るとともに、日常生活の相談などを行います。

#### ①基礎的事業

- ・多様な障害を持つ利用者が居場所として快適に過ごせるよう環境調整を行います。
- ・利用者のニーズに沿ったプログラムの提供を行い、日常生活の相談を行います。

#### ②普及・啓発活動

- ・精神保健福祉の普及啓発として、一般市民に向けたメンタルヘルスセミナーを開催します。

#### ③関係機関との連携

- ・相談支援機関・医療・他事業所と連携し、支援者会議などの参加を通じて、利用者・家族のニーズ把握に努めます。
- ・自立支援協議会や障害児・者作品展などへ参加し、行政や他事業所と連携しながら地域の福祉課題の解決に取り組みます。

#### ④ボランティアの育成

- ・ボランティアの募集や育成に取り組みます

### 2. 利用者への支援

利用者の意思を尊重し、ストレングスを引き出す支援を行います

- 1) 支援内容・・・利用者に沿ったきめ細やかな支援を行います。
  - ①利用者それぞれが主役になれるプログラムの実施（アート作品の制作、運動プログラムなど）
  - ②社会生活に必要な知識や技能を学ぶプログラムの提供（感染症対策、調理など）
  - ③来所回数が少ない利用者への定期的な連絡
  - ④芦屋市主催の作品展の出品や地域イベントの紹介を通じて利用者の地域との交流を促進する
- 2) 環境の整備
  - ①感染対策を引き続き行い、安心安全な居場所の提供を行います。
  - ②利用者の障がい特性に配慮し、職員の見守りを行います。
  - ③安全点検を定期的に行い、防災訓練に参加し、事故防止に努めます。

### 3. 日課

利用時間：9:30～16:30

午前(10:00～12:00)、午後(13:00～15:00)に分け、プログラムを実施します。

## 就労継続支援B型事業所「ライラック」

### 1. 基本情報

- 1) 所在地 主たる事業所：兵庫県芦屋市浜町 6-9 (ライラック)  
従たる事業所：兵庫県芦屋市呉川町 14-9 4階 (ライラック 2)  
出張所：兵庫県芦屋市呉川町 14-9 1階 (ハーブカフェ カシユカシユ)
- 2) 定員 30名 (主たる事業所 20名、従たる事業所 10名)
- 3) 職員数 14名 事業所長・サービス管理責任者 朝日彩子
- 4) 事業開始年月日 平成 24 年 6 月 1 日
- 5) 事業運営基本計画

利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な支援を行います。

### 2. 利用者への支援

利用者が自分自身の人生の主体者となり、自己選択、自己決定を行い、自立した生活が送れるよう、一人ひとりの個性を理解した丁寧な支援を行います。

#### ① 生産活動プログラム

仕入れ商品販売作業・・・野菜、そうめん、ちゃんぽん、菓子類の販売

飲食サービス作業・・・喫茶カシユカシユ

受託作業・・・・・・・・福祉施設・個人宅・神社の清掃、水道メーターの分解、ポスティング、名刺印刷等

製造品販売作業・・・・・・・・さをりの織り商品

#### ②健康の維持・増進プログラム

朝礼後のラジオ体操の実施、ウォーキング、ストレッチなど身体を動かすプログラムや健康に関する講習会を通じて生活習慣病や怪我を予防し、心身ともに健康な状態を促進するためのプログラムを提供します。

#### ③地域の行事、イベントへの参加

地域や自治会で行われるイベントや清掃等への参加を通じて地域交流を深めます。

#### ④レクリエーション

公共交通機関を利用して移動し、普段できない活動を行うことで社会性を高め、日常生活を豊かにしていくためのプログラムを提供します。

#### ⑤防災避難訓練

火災・地震・水害が発生した場合、安全確保が迅速に行えるよう、年 2 回以上の防災訓練を実施し、防災意識を高めるプログラムを行います。

### 3. 日 課

利用時間：9：30～16：30

午前（10：00～12：00）、午後（13：00～15：00）に分け、プログラムを実施します。

# 芦屋メンタルサポートセンター相談支援事業所

## 1. 基本情報

- 1) 所在地 兵庫県芦屋市浜町 6-9  
障がい者基幹相談支援センター・障がい者相談支援  
：兵庫県芦屋市呉川町 14-9 芦屋市保健福祉センター1 階  
アサガオ：兵庫県芦屋市川西町 15-3 芦屋市青少年センター・体育館 3 階
- 2) 職員数 8名 管理者 石田享子 (内アサガオ職員数 3名 担当：三田恵美子)
- 3) 事業内容 一般相談支援 (地域移行、地域定着)  
指定特定相談支援事業 (計画相談)  
指定障害児相談支援事業 (計画相談)  
芦屋市業務委託 障がい者基幹相談支援センター業務  
障がい者相談支援事業業務 (一般相談)  
若者相談支援センター「アサガオ」業務
- 3) 事業開始年月日 平成 24 年 6 月 1 日 (アサガオ：平成 25 年 10 月 1 日)

### 4) 事業運営の基本

利用者が有する能力および適性に応じ、地域において自立した日常生活および社会生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な福祉サービス等が多様な事業者から、総合的且つ効率的に提供されるよう十分な配慮をもって支援します。

「アサガオ」

社会生活を円滑に営む上で、不登校・ひきこもり等の困難を有する若者の自立及び社会参加を支援するための若者相談窓口を実施します。事業の対象者は、原則として市内に在住するおおむね義務教育終了後から 30 歳代までの若者及びその家族等とします。

## 2. 利用者の支援

- ①計画相談：ケアマネジメントにより、サービス等利用計画を作成し、継続的に相談者をサービスや社会資源の計画的な利用につなげます。
- ②一般相談：三障がい対応、一般的な相談支援業務全般、地域包括的なマネジメント機能を相談者に提供します。
- ③基幹相談：前記 2 つの相談の後方支援を担いながら、困難事例、虐待を含む権利擁護など、より高度な専門性を必要とする支援を継続的に実施します。また、自立支援協議会の後方支援も行います。基幹、一般、計画の各事業の緊密な連携をはかります。
- ④アサガオ：社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者の自立及び社会参加に関する情報の収集及び提供並びにその相談に関する事。若者の自立及び社会参加を支援する関係機関との連携に関する取り組みます。㊦来所相談、電話相談の実施 ㊧生活困窮者自立支援法に沿った他機関との連携の実施 ㊨連続セミナーの継続実施 ㊩居場所事業の実施 ㊪親の会の実施

## 3. 相談窓口開設日・開設時間

「基幹・一般相談」	開設日	月曜日～金曜日	開設時間	9:00～17:30
「計画相談」	開設日	月曜日～金曜日	開設時間	9:00～17:30
「アサガオ」	開設日	火曜日～土曜日	開設時間	10:00～12:00、13:00～16:00

## 共同生活援助事業所（グループホーム）「ぷらんつ」

### 1. 基本情報

- 1) 事業種類 障害福祉サービス 共同生活援助事業
- 2) 所在地 兵庫県芦屋市浜町6-9
- 3) 定員 7名（男性）
- 4) 職員数 ①管理者 石田享子 ②サービス管理責任者 金近知明  
③生活支援員 平岡明美、宮本雅代 ④世話人 9名 ⑤夜勤職員 7名
- 5) 事業開始年月日 令和元年5月1日
- 6) 事業運営の基本

利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において入浴、食事及び相談その他の日常生活上の援助が利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立ち適切かつ効果的に行えるように支援します。

### 2. 利用者への支援

- 1) 共同生活援助計画の作成  
利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、生活全般の質を向上させるための課題や目標、支援の方針等を記載した共同生活援助計画を作成します。
- 2) 利用者に対する相談  
利用者及びその家族が希望する生活や他利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
- 3) 食事の提供  
栄養士による献立に基づき、摂取カロリーや栄養の偏りが無いよう配慮した食事を朝・夕に提供します。
- 4) 健康管理・金銭管理の相談
  - ①世話人等により観察、疾病予防、健康管理を行います。緊急時には必要に応じ主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。また、利用者が外部の医療機関に通院する場合には、その付添い等について配慮します。
  - ②看護師による日常の健康管理や、24時間の連絡体制確保、重度化した場合の対応等に対する健康管理体制の充実を図ります。
  - ③生活費の管理方法や使途方法等について必要に応じて相談支援を行います。
  - ④新型コロナウイルス感染症等の感染・蔓延予防対策に努めます。
- 5) 余暇活動の支援  
地域商店への単独買い物等を支援し、自主性を育てるとともに、余暇活動として地域行事の情報を提供し、参加を促進します。ポストコロナの社会情勢に応じ、感染防止対策と並行して余暇活動の充実を図ります。
- 6) 緊急時の対応  
サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。
- 7) 日中活動の場等との連絡・調整

日中、就労継続支援事業所や地域活動支援センター、デイケア等他のサービスを利用する場合、又は職場に通勤する場合等に、必要に応じてサービス提供事業者や職場等と連絡・調整を行います。

8) 財産管理等の日常生活に必要な援助

日常生活に必要な援助を行うとともに、財産管理に支援が必要な利用者について、成年後見制度の利用を促進するなど必要な援助を行います。

9) 夜間における支援

夜間において支援を行うものを配置し、就寝中の確認や必要な支援を行うとともに、緊急時の対応を行います。

10) 体験利用における支援

契約を希望されている方に、生活上の不安の解消等を目的として、正式な契約締結前に「体験利用」として支援を行います。

11) 虐待・事故発生の防止

上記の利用者支援において、利用者の心身に損害を与えるような虐待及び事故が発生しないよう、職員への研修・教育を含めた防止対策を実施します。また、身体拘束廃止の取り組みを含め、「虐待防止・リスクマネジメント委員会」と協力し、定期的なモニタリングを行います。

### 3. 地域との連携・共存

- 1) 各関係機関・自治会との交流を深め、地域の行事やイベントに参画します
- 2) 災害等の緊急時に備えた対策を行い、有事の際には地域住民と助け合います

### 4. その他

開所時間：16：00 ～ 翌9：00（土、日、祝 全日）